

和光市緑地保全計画策定委員会
第5回委員会 議事要旨

1. 日 時

平成20年10月16日（木） 19：00～21：00

2. 場 所

和光市役所602会議室

3. 出席者（敬称略）

策定委員会：高橋勝緒、渡辺佳雄、鈴木千恵、高橋絹世、西山潔、原田功、待鳥天志、
青木正之、長谷川隆夫、植竹一夫、高橋静雄、石川英俊、小林商浩、東亮
太、星野安正、高柴重夫
(欠席者)

和 光 市：粕谷環境課長、平川水と緑担当統括主査、中村水と緑担当主事
委託業者：アオイ環境株式会社 倉地

4. 配布資料

- ・ 次第
- ・ 第4回策定委員会議事要旨
- ・ 資料1：緑地保全計画策定の方針Ⅱ（委員長作成資料）
- ・ 資料2：緑と湧水などを、和光市の持続可能な環境として維持・継承する、市民の組織
を目指します。（副委員長作成資料）
- ・ 資料3：緑地の保全・利用の道すじ（案）
- ・ 資料4：緑地保全制度の事例
- ・ 資料5：参考資料

5. 内 容

(1) 委員長あいさつ

(2) 議 事

<これまでの議論の確認>

【委員長】資料1「緑地保全計画策定の方針Ⅱ」は、前回の緑地、湧水の保全、育成のための方策、保全と利用の方法に関する討議の結果をまとめたものである。資料1の項目3は、前回の討議の内容をまとめ課題として整理した。

＜緑地の保全・利用の道すじについて（資料）＞

【委員長】資料3「緑地の保全・利用の道すじ（案）」について。個々の緑地をどうするかは、実際には重要なテーマであるが、この策定委員会で勝手に決め付けるのはよくない。「保全・利用方法の選択の原則」について、土地所有者の意向だけでなく、利用者の意向も踏まえる必要がある。また、すべてが公開型というものではないが、市民がなんらかの恩恵を受ける必要があるというものである。買取措置を検討する体制、条例の見直しについては、策定委員会の検討課題とする。

【委員長】緑地の保全・利用には、大きく分けて3つの流れがある。まず、「①土地所有者による管理」。土地所有者が管理していただくことによって、緑の管理を進める。どの程度公開するかは、所有者の意向による。②賃借については、市民緑地である5箇所ほどの「ふれあいの森」がこれに該当する。借用している形態で、ほぼ公開しており、市民が直接利用できる形態である。「③買取」については、午王山が該当する。お金が無限にあれば、みんな買い取るということだろうが、現実的ではない。どのようなときに、買取がよいのか、賃借がよいのか、土地所有者による管理がよいのか、ある程度選択する必要がある。その意味で、これらの3つの方法は、優先順位があるものではないが、何とかして市民が利用でき、かつ緑を残していくことを検討する必要がある。

【副委員長】何をしたら、緑地を保全・活用できるのかという議論は、環境基本計画の検討の段階から話題にあがっていた。人が入れること、遠方から見てよい緑地が続いていると感じる景観的な視点がある。緑地を買い取って公有地化するのは究極の方法だが、経済価値に見合った費用で買い取ることになる。和光市の土地は、1㎡あたり15万から20万円の価値がある。自治体が買い取るというのは、ある意味でもったいない。土地所有者の方に維持していただく方が金がかからない。相続の発生など、よほどのことがない限り、買う必要がないと思う。

＜財源の確保について＞

【委員】ナショナルトラストは、1895年イギリスで始まった。一人ひとりが寄付金を出し合って、買取や維持管理に当てるための費用を確保する。埼玉県内で有名なのは、トトロの森の保全活動。所沢周辺において、トラスト活動として、緑地の買取を行っている。ここは、宮崎監督のとなりのトトロという映画の舞台にもなったところ。「トトロのふるさと基金委員会」という任意団体が設立され、その後1988年に環境省が認定する財団として、財団法人トトロのふるさと財団となった。トラスト活動のほか、保護活動や普及啓発、調査研究などを行っている。てんたの里山基金は、NPO法人が、基金団体登録として登録し、トラス

ト活動を展開している。この団体は、飯能市にある。ゴルフ場や分譲地が多い場所。多峰主山の緑を買い取りたいということで、平成 19 年から活動している。

【委員長】土地の買取の方法として、財団法人トトロのふるさと財団やてんたの里山基金などのナショナルトラストによる方法がある。和光市において、ナショナルトラストのスマール版の取り組みができるとよいと思う。

【委員】買取などのための基金の創設が必要だ。練馬区では、ハッピー基金と称し、市民や行政が一緒になって作っている基金がある。実際に、緑地を買い取った実績があるという。

【委員長】彩の国みどりの基金ビジョンのパンフがあるが、興味深いことが書いてある。身近な緑は、私たちに潤いや安らぎをもたらしているが、緑地が少ない都市部では、ヒートアイランド現象などによる課題が発生している。県では、過去 30 年の間に東松山市の面積とほぼ同じ広さの緑がなくなっているという。これは、和光市でも同じような状況である。埼玉県では、平成 20 年度から緑の保全・創出を目的とし、自動車税の一部を財源にあてる基金を創設している。和光市の緑地を保全するために、この基金を活用することが考えられる。

【事務局】今年、市では、彩の国みどりの基金の活用を目指して平地林を推薦したが、来年度以降も引き続き検討してもらおうよう要望していきたい。

【委員長】こうした基金の活用の際に、市としてなぜ平地林を採り上げたのかわからない。環境基本計画のなかで採り上げられる緑地を対象とすべき。市民の議論の成果としてまとめているのだから、考慮しないと意味がない。

【委員】和光市であれば、特徴的な湧水である水辺を推薦することは可能なのではないか。

【副委員長】県の基金を活用するのであれば、対象緑地が県レベルでの評価が得られるようなストーリーを立てておく必要がある。和光市内の重要な緑は確かにすでに示されている。平地林ということで、対象になるというストーリーを作ったうえで、県に働きかけるとよい。

【委員】土地所有者の意向を第一に踏まえるべき。基金で買ってしまおうという話が出ているが、いかななものか。地主・地権者の権利、権限を尊重すべきである。

【委員長】各緑地についてトラストの対象とするなど、この委員会が決めることはできない。一方で、土地所有者としては、ただで貸してくれよという賃貸制度ではなく、買取してもらいたいという意向の方もいるかもしれない。

【委員長】この委員会での議論は、土地所有者の権利を尊重する。個々の緑地について買取をするかどうかを決めることはしない。地権者が守ってきた緑地を、地権者が売りたいといったときに、買い取ることでできる体制を整えるべきという認識である。対処する体制としては、トラストや県基金などの財源がある。

【委員】トラスト基金という話が出ているが、お金を集めて買取してしまえというのは、

おかしい。地主の意向を無視して、市民運動を展開し、買い取ってしまうのは間違ったやり方である。朝霞市の基金の事例があるが、必要な土地の取得等に要する財源に充てるとあり、取得以外も含めているため、買取のためのトラスト運動とは意図が違うのではないのか。

【事務局】朝霞市の基金は、第4回委員会資料3に示したように、土地所有者において相続が発生した際に、この基金を活用して、緑地の状態で保全したという事例である。

【委員】前回の朝霞市の事例では、法的な裏づけがないと、お金を拠出することができないという意味だろう。

【委員】身近なところで、朝霞市の事例があるが、和光市では、このような基金制度がないため、行政として緑地保全のために拠出する裏づけがない状態だ。どこを買うということではなく、急に土地が提供される状況があれば、対応できるようにしておくことが必要だと思う。市民や行政が参加するような基金のようなプールをする仕組みがあるべきだと思う。

【委員】とちぎの元気な森の県民税の事例があるが、県民から400円ほど徴収するようだが、反対はなかったのか。むしろ、証券のように買って貯金することで寄付するような、債権のような仕組みができるとよい。

【委員長】基金は、もとのお金をどこから集めるかということ。ほとんどが寄付金だと思う。だれかからもらった寄付金を目減りしないようにプールし、運用していくということ。

【委員】市が税金として、例えば緑地税として取る方法もあるだろう、もしくは寄付金として集める方法もあるだろう。ただし、緑を買い取ろうという積極的な使い方がある一方、地主が物納するときに緑を守っていけるような、受身の、ある意味消極的な使い方。どんどんお金が集まってくると、積極的に買ってしまいうるように、趣旨が変わっていく危険性が出てくるのではないのか。

【委員長】事例をそのまま鵜呑みにすることはできない。和光市は、和光市の立場でやらないといけないと思う。資金源についても、個人の寄付、税金、税金の形態もいろいろある。県や国からお金を導入するということもありえる。お金が必要だというのは、買い取る必要がでてくる、緑を後世に残すといときに、お金が必要なところはある。もちろん、土地所有者の意向に基づくことは必要。ただ、土地所有者から買ってほしいということは、ありえる。朝霞市の事例もある。そのときに、和光市がどのような準備をしておくべきかをまとめる必要がある。土地所有者から買い上げるということは現実的ではない。

<市民の組織について>

【副委員長】すでに、ふれあいの森の管理をしたり、NPO 団体が活動などを行っているが、

和光市の緑を考えるうえでの位置付けを考えるべき。必ずしも行政という形ではない、市民の立場から維持管理をしていくような組織のあり方があるのではないか。例えば、緑版の社会福祉協議会のイメージを持っている。

【委員】朝霞市で基金を活用して緑地を取得した事例があるが、基金を動かすために組織が必要なのだと思う。基金を使うということをどうやって決めているのかを調べてもらいたい。練馬区のように、買取を申し込まれた場合に、区長が買い取るかどうかを速やかに決定するという規定があるが、このような規定が条例に入っていると、賃借の状態の土地所有者も精神的に安定するのではないか。このような点を踏まえて、条例の内容を検討すべきであり、実態を調べてもらいたい。

【委員】埼玉県基金団体登録というのがある。このような組織づくりの形態もある。

【委員長】スピードが必要な場合もあるので、相続が発生してから、組織を立ち上げるのは難しい。

<今後の検討作業の進め方について>

【委員長】財政の問題をどうまとめればよいのかは難しいことだと思う。次回から、結論を出すことに向けて、これまでの課題を総合する形で検討していく。各緑地について、買い取ろうという提言は、無理だし、不適切である。客観的に自然環境からいった重要性なものを尺度として、優先順位を述べる必要があると思う。指定にはずれている、越後山、白子の富沢湧水斜面林、赤池、漆台の斜面林について、未指定から保全しやすい状況にできないのかと思う。

以上